平成３０年（フ）第２３５号
京都市伏見区向島津田町133－１　サンハイム高矢310号、住民票上の住所京都府相楽郡精華町大字祝園小字佃７番地５
債務者　Ｋｌａｎｇこと　西島　　涼
１　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第２４７号
京都市右京区嵯峨野芝野町３番地10
債務者　ｄｏｇ　ｓａｌｏｎ　ｗａｎこと　植山　明美
１　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係

平成３０年（フ）第１６号
兵庫県加西市北条町西高室537番地　１棟10号
債務者　蓬業　京子
１　決定年月日時　平成30年４月10日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで　神戸地方裁判所社支部

平成３０年（フ）第２４号
長崎県大村市上諏訪町1103番地23
債務者　山口　藤夫
１　決定年月日時　平成30年４月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで　長崎地方裁判所大村支部破産係

平成３０年（フ）第９号
大分県日田市吹上町10番35号　武内ハイツⅡ－202号
債務者　穴見　　純
１　決定年月日時　平成30年４月10日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月５日まで　大分地方裁判所日田支部

平成３０年（フ）第６３５号
大阪府吹田市山田東１丁目12番24号（８）
債務者　山本奈津子
１　決定年月日時　平成30年４月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第８３７号
大阪市都島区毛馬町２丁目11番13―1108号
債務者　原　愛里加
１　決定年月日時　平成30年４月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第９８６号
大阪市鶴見区横堤３丁目８番５―406号
債務者　西崎真由美
１　決定年月日時　平成30年４月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１０７９号
大阪府茨木市園田町９－９　マリンパレス茨木201、住民票上の住所大阪府茨木市並木町11番15号
債務者　松野　真弓（旧姓中村）
１　決定年月日時　平成30年４月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１０７号
大阪府東大阪市中新開２丁目13番25号　木の国ハイツ　504
債務者　宮田千賀子
１　決定年月日時　平成30年４月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１２０号
大阪府豊中市二葉町１丁目14番15―109号
債務者　竹田　朋操（旧姓池田）
１　決定年月日時　平成30年４月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１６３号
大阪市城東区森之宮１丁目２番713号
債務者　谷口　信子
１　決定年月日時　平成30年４月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１１６７号
大阪府吹田市長野東21番11号（208）
債務者　安藤　恵子
１　決定年月日時　平成30年４月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成３０年（フ）第１３４８号
大阪市中央区糸屋町２丁目３番23号
債務者　中西　一男
１　決定年月日時　平成30年４月９日午後３時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで　大阪地方裁判所第６民事部

平成２９年（フ）第３９９号
沖縄県那覇市字与儀47番地　サンフラット305
債務者　宮本　洋江（旧姓三宅・宮田）
１　決定年月日時　平成30年４月９日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月６日まで　那覇地方裁判所民事第３部

平成３０年（フ）第１１４号
岐阜市琴塚２丁目16番10―201号（ホクエイマンション）、前住所千葉県市原市古市場660番地９　マミ浜野Ａ102
債務者　池田千兵衛（旧氏名池田和美）
１　決定年月日時　平成30年４月９日午前10時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで　岐阜地方裁判所

平成３０年（フ）第２１号
徳島県徳島市国府町早淵２番地の２
債務者　辻内　恵子
１　決定年月日時　平成30年４月６日午後５時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成30年６月７日まで　徳島地方裁判所民事部